平成２３年（フ）第２２７７号
札幌市西区八軒１条東１丁目３番１号　サイレンス琴似202号
債務者　岩本　和江
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９０号
札幌市中央区南12条西９丁目１番41―305号
債務者　今村　浩昭
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０２号
札幌市白石区本通17丁目北７番１号　幸荘２号
債務者　坂本　浩之
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１１号
札幌市白石区菊水６条２丁目６番30―705号
債務者　安田美由紀
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４５号
札幌市南区中ノ沢３丁目12番５号
債務者　西川　初代
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５０号
札幌市東区北27条東22丁目１番８号　ＥＶＥＲＧＲＥＥＮ27Ａ棟１号
債務者　堀田　隆志
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８８号
札幌市豊平区中の島１条４丁目２番９号　ハイム寿205号
債務者　櫻田　達郎
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８９号
北海道江別市上江別西町56番地の８　サーム高砂参番舘520号
債務者　福永　光明
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９８号
札幌市中央区南８条西６丁目289番地45　パーソナルステージ中島公園グレイス302号
債務者　岩佐　早織
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０２号
札幌市中央区南24条西７丁目４番５号
債務者　若山奈津子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０５号
札幌市東区北25条東18丁目７番３―303号
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２７号
札幌市白石区栄通18丁目９番５―105号
債務者　山本　春子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３１号
札幌市中央区南25条西９丁目３番11号
債務者　荒井富美江
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３７号
札幌市東区北22条東16丁目１番10―802号
債務者　中　　静枝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４９号
札幌市白石区菊水４条２丁目１番８―403号
債務者　蝦名明日出
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５７号
札幌市白石区北郷５条８丁目12番23号　タケガワビル304号
債務者　萩野　美保
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１号
山形県酒田市楢橋字大柳105番地、前住所宮城県大崎市鳴子温泉字星沼166番地７
債務者　和根崎　優
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
山形地方裁判所酒田支部